

第5章 施策の展開

第1節 地域福祉の基盤整備の充実

1. 地域福祉ネットワークの充実

(1) 地区コミュニティーネットワーク事業への支援

高齢者の地域での見守り体制を整備するにあたり、社会福祉協議会で実施している本事業の強化を図るため、地域を支える中心となる人材の確保など、支援に努めます。

事業では、地区ワーカーが中心となり、①地域住民活動のコーディネート、②セーフティネット体制づくり、③要援護者に対する見守り、相談の充実を図ります。

また、地域のネットワーク体制としては、新聞配達店、郵便局、検針係員との連携、子ども会の活動、青年会、婦人会などの活動と併せて見守り等を行うなど、地域のネットワークを広げられるように関係団体等の協力を得られるように推進します。

2. ボランティア活動の充実

(1) ボランティアの推進

ボランティア研修会、ボランティア養成講座、定期的な連絡会等を開催している社会福祉協議会のボランティアセンターと連携し、ボランティアに関する情報提供、情報共有を図るなど、小地域ネットワーク活動の拡大と住民が主体となる福祉コミュニティの形成の推進支援を行います。

(2) シルバーボランティアの推進

高齢者がボランティア活動に参加することを促し、地域の中での役割（地域貢献）と生きがいづくりの推進を図ります。

ミニデイサービス等にかかるシルバーボランティアの活動について地域への周知を図るとともに、研修・育成による地域活動の活性化を推進します。

3. 福祉教育の推進

次代を担う児童生徒への福祉教育を積極的に推進するため、社会福祉協議会と教育委員会をはじめ、町内の保育所(園)、幼稚園、小学校、中学校、高校の連携を密にして、より多くの交流・体験機会を設けるように推進を図ります。

第2節 介護保険給付サービスの推進

1. 介護保険給付サービスの質の向上と充実

サービスの質を確保し、適正な介護サービスの運営が図られるよう、また、介護認定、認定審査会についても資質向上し業務を進行するように、沖縄県介護保険広域連合との連携により推進します。

2. 地域密着型サービスの整備充実

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護の地域密着型サービス事業所の情報等を提供するとともに、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の整備を進め、身近な地域での介護環境の整備充実を図ります。

第3節 介護予防事業の推進

1. 特定高齢者への介護予防の充実

（1）特定高齢者把握事業

生活機能評価（基本チェックリストと生活機能検査）を実施し、生活機能の低下がみられる特定高齢者を早期に発見して、特定高齢者施策である運動機能向上事業へつなげていきます。事業により把握された方への介護予防事業への参加を促しています。

（2）特定高齢者施策の推進

運動機能向上事業を継続して実施するほか、待機者を出さないようにするために、機能訓練の利用者が年間を通して均等になるようにするなど、特定高齢者がスムーズに参加できる環境をつくります。

2. 一般高齢者への介護予防の充実

(1) 字とてい語らな事業（ミニデイサービス）

介護予防の推進及び地域の交流の場を広げるために、地域の高齢者が広く参加するように促すとともに、日頃から気軽に集まり、また参加者自らが運営に参加して交流する事業展開へつながるように進めます。

(2) 栄養改善事業

ミニデイサービスなどにおいて、栄養士による栄養指導や講話を行う本事業について、今後も継続して実施します。また、保健センターの活用等により、ミニデイサービスや住民健診などに参加していない方の指導を行うように検討します。

(3) うつ予防教室

ミニデイサービスやサロンの場などで講話や教室などを開催します。

(4) 口腔機能向上事業

高齢者の口腔ケア対策である「口腔機能向上事業」を継続して実施します。また、ミニデイサービスや住民健診などに参加していない方の指導も検討します。

(5) 閉じこもり予防教室

身体機能向上や認知症予防について学ぶ「閉じこもり予防教室」を継続して実施し、高齢者の認知症予防等に努めます。ミニデイサービスやサロンに参加していない方の講話も開催します。

第4節 包括的支援事業の推進

1. 地域包括支援センターの機能充実

地域包括支援センターの職員資質向上を図り、相談支援や介護予防の中心となるセンター機能の充実を図ります。

2. 包括的支援事業の充実

(1) 介護予防ケアマネジメント

ケアプラン作成を適切に行うための資質向上に努めます。また、事業所との連携体制づくりに努めます。

(2) 総合相談支援

高齢者やその家族への福祉や介護をはじめとした各種相談への対応が適切に行えるように、相談員の資質向上に努めます。

高齢者相談の中心である地域包括支援センターとふれあいプラザ相談所、自治会や民生委員・児童委員、地区ワーカー等との連携を図り、地域からの相談等が受けやすい体制づくりを強化します。

介護保険に関する相談では、介護保険窓口と地域包括支援センター窓口で対応するほか、沖縄県介護保険広域連合と連携し対応を行います。

(3) 権利擁護

高齢者の尊厳を確保し権利を擁護するため、地域包括支援センターを中心に民生委員・児童委員や社会福祉協議会、関係機関との連携を強化し、権利擁護を推進します。

高齢者虐待については、地域のネットワークの強化を図り、虐待の未然防止に努めます。

判断能力が不十分な高齢者に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理など、在宅生活を支えるための「日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）」について周知を図り、利用を促進します。

(4) 成年後見制度の周知と利用促進

認知症等で判断能力が十分でない高齢者が不利益を被らないようにするため、地域包括支援センターの相談等をとおして制度の説明を続けていきます。また、対象者に支払い能力がない場合、後見人への報酬等の助成を行います。

親族がいない等の理由で申し立てができない方に対し、町長申し立てを行い成年後見制度利用へつなげます。

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

介護支援専門員との担当者会議、連絡会を定期的に開催するほか、医療機関との連携、連絡調整を図ります。

また、介護支援専門員に対する個別支援のための研修会（質の向上）を開催するように進めます。

第5節 高齢者の生活を支援するサービスの充実

1. 任意事業の充実

(1) いきいき活動支援通所事業

社会福祉会館で実施している本事業について、今後も継続して行います。

介護保険との併用について検討します。また、高齢者とのふれあいを、一時的なものではなく継続的に行えるよう、各機関との連携・協力体制づくりを推進します。

(2) 配食サービス

配食を行う本事業について継続して実施します。また、夕食の配食実施の検討、ボランティアの確保に努めます。

(3) 緊急通報システム

システムを必要とする緊急性度の高い要介護認定者や、既往歴がある高齢者の把握に努めます。町民への広報活動を続けるとともに、固定電話がない方にも対応できるシステムを検討します。

(4) 介護用品支給事業

介護家族の経済的負担を軽減する観点から介護用品の給付券を発行する本事業を継続します。

(5) 慰労金支給事業

自宅で重度の要介護者を介護する家族への慰労金支給について、今後も事業を実施します。潜在的な対象者の把握に努めるほか、住民や関連課との連携、町民への周知を図ります。

2. 町による福祉サービスの充実

(1) 軽度生活援助事業

高齢者の日常生活支援である本事業を今後も継続実施します。民生委員・児童委員等を通して対象者の掘り起こしを行い、利用促進を図ります。

(2) 生活管理指導短期宿泊事業

短期宿泊を行う本事業について今後も継続して行います。また、広報等で利用促進を図ります。

(3) 寝たきり老人見舞金支給事業

該当者の把握に努めるため、民生委員・児童委員や自治会長等へ地域の調査をお願いするほか、行政の横の連携を強化し地域状況の把握を行います。

(4) 送迎バス活用モデル事業

交通不便地域解消と高齢者の外出支援のため、自家用送迎輸送を実施している事業者と協力してモデル事業に取り組みます。

3. 社会福祉協議会による福祉サービスへの支援

(1) 福祉機器貸出事業

社会福祉協議会が実施している高齢者への福祉機器の貸出について、事業の支援を行います。

(2) 訪問理美容サービス

理容・美容ボランティアの登録を増やし、年1回ではなく、定期的な実施を目指します。このため、町内の理美容業者と連絡会を開催し、社会貢献活動について理解を求めます。(社会福祉協議会での実施のため、町ではこの事業の支援を行います)

4. 情報提供の充実

今後も広報紙やホームページを活用するほか、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員をとおして、高齢者福祉に関する情報の周知徹底を図ります。

また、民生委員・児童委員にサービス等の説明を行い、情報を共有して連携できる体制づくりに努めます。

第6節 生きがいづくりの推進

1. ふれあい、交流機会の拡充

(1) 世代間交流

交流の場を多く設け、高齢者が児童生徒の運動会、給食活動に参加したり、高齢者の持つ知識や経験（うちなーぐち・民具づくり）を継承する場を設けるなど、ニーズに対応した取り組みを行います。

(2) 老人クラブの活動支援

老人クラブの活動は生きがいづくりのほか、地域の福祉力向上を図る上でも大切な資源となるため、生きがいづくり、社会奉仕、閉じこもり予防、地域見守りなど、様々な役割を担っている老人クラブの育成や活動支援を行います。

また、老人クラブがない地域での組織化や新規会員加入について、社会福祉協議会と協力して進めます。

(3) ふれあいいきいきサロン

社会福祉協議会で実施しているふれあいいきいきサロンは、高齢者なら誰でも参加でき、広く実施することで、地域福祉力の充実、高齢者の行き場や生きがいづくり、引きこもりの解消などに効果があるため、活動の活性化・拡充が可能となるように活動の支援に努めます。

また、ボランティアの育成、及び誰でも参加できることなどのサロンの周知について、社会福祉協議会と連携して図ります。

(4) 敬老会、敬老祝い金

高齢者を敬い長寿を祝うために、敬老会の開催や敬老祝い金の支給を行います。

2. 生涯学習・文化活動、スポーツ活動の推進

(1) 生涯学習・文化活動の充実

高齢者をはじめとした町民全ての生涯学習や文化活動を推進するため、中央公民館で実施されている講座の充実やサークル活動の活発化のための支援を行います。また、公民館まつり等、日頃の成果を発表する場も設けます。

今後、公民館講座においてボランティアでの講師が確保できるよう努めます。

(2) スポーツ活動の推進

高齢者の生きがいづくりや健康体力づくりのため、高齢者を対象にしたスポーツ活動及び三世代間交流も兼ねた事業等の実施に努めます。事業は要望・意見を勘案した上で検討し、実施します。

(3) 各種活動についての啓発、情報提供の充実

町の広報紙を活用した情報提供、各公共施設や民間施設（スーパー）等へのチラシ配布やポスター掲示、公民館サークル会員による地域の方々への口コミによる情報提供などを継続します。さらに、町のホームページの講座案内、生涯学習文化課の「行政情報」の内容充実を図ります。

3. 高齢者の就労の支援

高齢者が知識や経験、技術を発揮できる就労の場であるシルバー人材センターの周知広報に努めるなど、会員数増加と就業機会の拡大を図ります。

また、公共事業についても、シルバー人材センターを活用し、積極的に高齢者の就労機会を創出するように努めます。

第7節 生活習慣病予防と健康づくりの推進

1. 生活習慣病対策の推進

(1) 生活習慣病予防の推進

高齢期を迎える前からの健康対策として最重要課題である生活習慣病対策は、平成19年度に策定した「特定健康診査等実施計画」にもとづき、推進するとともに、特定健診の重要性や受診の必要性について周知を図ります。

(2) 健康づくりの推進

元気な高齢期をむかえるためには、若い頃からの健康づくりが必要です。町民一人ひとりの健康意識を高め、健康保持・増進につなげるためにも、町民、団体、職場、行政が協働して取り組みます。

2. 高齢者の健康保持・増進

介護予防事業の実施と、事業に対する周知活動を行い、高齢者の健康保持と増進を図ります。

第8節 認知症対策の推進

1. 認知症のための介護保険サービスの充実

地域密着型サービスによる「認知症対応型共同生活介護」や「認知症対応型通所介護」についてニーズにあわせた整備を推進し、地域で認知症に対応した介護サービスが利用できるように図ります。

2. 認知症予防対策の充実

認知症を予防するため、介護予防事業において閉じこもり予防を継続して実施します。また、認知症の予防や認知症の方への対応等について、講演・講話を行うほか、各種情報提供手段を検討・実施し、認知症についての知識の普及を図ります。

第9節 安心して暮らせる地域環境づくり

1. 住宅対策の推進

町営住宅については、高齢者等の利便性、安心、安全を考慮して整備を図る必要があります。今後、町営住宅の建て替えの際にはバリアフリー化を検討します。

住宅改修については、介護保険のサービスで住宅改修できることを周知するため、町広報紙への掲載、老人クラブや民生委員・児童委員に対する介護保険制度の説明会等を行います。また、地域包括支援センターや町内事業所との連携を図り、住宅改修に関する情報の共有に努めます。

2. 道路や建物の福祉のまちづくりの推進

高齢者にやさしい道路環境づくりを図るために、歩道の勾配を極力なくす（セミフラット形式）等、バリアフリーに基づいた整備を行います。また、夜間の歩行の安全を確保するため、道路街灯の整備に努めます。

都市公園施設長寿命化計画に基づき、現公園施設で高齢者や障がい者の施設利用に支障のある箇所のバリアフリー化を図り、安心・安全な施設を目指します。また、今後計画する公園施設では、車椅子での利用も十分可能な施設計画を進めます。

3. 防災・防犯対策

(1) 地域の安全確保のための連携強化

地域安全対策や防災対策を推進するため、地域と役場、警察、消防などとの連携を強化します。また、地域での防犯活動や自主防災組織の育成に努めます。

防犯については、犯罪のない健全なコミュニティを形成するため、コミュニティ内の交流活動を深めるとともに、防犯灯の設置、防犯意識の啓発を図るなど安全・安心なまちづくりを推進します。

(2) 要援護者見守りネットワーク事業支援

「高齢者見守りネットワーク事業」を障がい者を含めた「要援護者見守りネットワーク事業」に移行し、必要なサービス・制度・関係機関へつなぐ等の支援を行い、地域で安心して暮らせる支援体制の整備を図ります。

(3) 災害時要援護者支援台帳整備事業

要援護者に関する必要な情報を事前に把握する「災害時要援護者支援台帳整備事業」を進め、情報を関係機関で共有し、災害に負けない体制づくりを展開します。

(4) 高齢者が被害にあう危険性が高い犯罪への対応

振り込め詐欺や架空請求などの犯罪が全国的に発生するようになっています。このような犯罪は高齢者が被害にあう危険性が高いです。広報紙等を活用した周知に努め、高齢者が詐欺等の被害にあわないように進めます。